㈱　上表の「ＥＴＣ2.0車」は、ＥＴＣ車のうち、一般財団法人ＩＴＳサービス高度化機構が定めるＥＴＣ2.0車載器ＤＳＲＣ部使用規程第１条に規定する車載器ＤＳＲＣ部を使用し、国土交通省、六会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針１．⑴に規定する車載器のＩＤ付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう。

③　実施する期間

この割引は平成44年３月31日までとする。

⑺　神戸都心流入割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路２号線及び兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道生田川箕谷線を連続して通行する自動車

②　割引後の額

下表の左欄に掲げる出入口等と右欄に掲げる出入口等の組合せで連続して通行した場合の料金の額が、兵庫県道高速神戸西宮線のうち生田川出入口から一般国道２号（第二神明道路）との接続部まで通行した場合の料金の額と記３⑶の表に掲げる料金の額との合計額を超える場合は、当該合計額を割引後の額とする。

出　入　口　等	出　入　口　等
伊川谷ＪＣＴ、永井谷、前開、布施畑ＪＣＴ、布施畑東、しあわせの村（東行入口及び西行出口）	生田川、京橋、柳原、神戸長田、国道２号、二宮、神若、新神戸駅

③　実施する期間

この割引は平成44年３月31日までとする。

⑻　短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、入口等Ａから当該入口等Ａの直後の出口等Ｂまでの利用距離が4.3㎞以下である区間を通行する自動車。なお、当該Ｂを入口等として当該Ａを出口等として通行する場合において、当該ＢＡ区間（ＢからＡ方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。）においても当該割引を適用する。ただし、記３⑶の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引後の額

記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が、平成29年６月３日から平成34年３月31日までの間は記３⑵の表２、平成34年４月１日以降は記３⑵の表３に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。

③　実施する期間

この割引は平成44年３月31日までとする。

⑼　池田線時間帯割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち神田出入口から池田木部出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

②　割引後の額

記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる区分、時間帯及び車種ごとに、割引後の額を超える場合、同表の割引後の額を適用する。

区　分	時　間　帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
平日（月曜日～金曜日）	６：00以後～９：00前	142.857	285.714
	17：00以後～20：00前		

㈱　平日（月曜日～金曜日）は、祝日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日及び年末年始（12／31、１／２、１／３）をいう。〕を除く。以下同じ。

③　実施する期間

この割引は平成44年３月31日までとする。

⑽　西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち北津守出入口から安治川出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

②　割引後の額

記２及び３⑴に基づき算出した料金の額が下表に掲げる割引後の額を超える場合は、ＥＴＣ車は、下表１に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用し、現金車は下表２に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表１

区　分	時　間　帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	６：00以後～22：00前	190.476	380.952
	０：00以後～６：00前 22：00以後～24：00前	95.238	190.476

表２

区　分	時　間　帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	終日	190.476	380.952

③　実施する期間

この割引は平成44年３月31日までとする。